

確定申告が始まります

今年も申告の時期が近づいてきました。必要な書類など早めの準備をお願いします。(10・11ページもご覧ください)
 なお、離島地区申告相談について詳しくは別に配布しているチラシでご確認ください。

申告の日程 ※土・日曜日は受付できません(離島地区受付日を除く)

申告区分と受付会場		受付日	受付時間
還付申告 役場1階 相談室	年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談も可	1月20日(金)～3月15日(木)	午前9:00～午前11:00 午後1:00～午後4:00
		1月27日～30日は離島地区申告のため受付しません	
申告相談	焼尻研修センター	1月27日(金)	午後1:00～午後5:00
		1月28日(土)	午前9:00～午後5:00
	天売研修センター	1月29日(日)	午後1:00～午後5:00
		1月30日(月)	午前9:00～午後5:00
	川北老人福祉センター	2月9日(木)～10日(金)	午前9:00～午前11:00
役場1階 相談室	2月16日(木)～3月15日(木)	午後1:00～午後4:00	

注) 仕事の都合などで時間内に受付することが難しい方は、事前に財務課までご連絡ください。予約受付のうえ個別に対応します。

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)
 入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます
- ▶ 控除対象となる寄付金が2千円を超える方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得又は増改築した方
 対象となる要件を満たしている必要があります

申告に必要なもの

- ▶ 印鑑
- ▶ 事業の収入金額、必要経費を確認できる書類(経費ごとに集計していただきます)
- ▶ 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票
- ▶ 還付の場合、還付金の振込先金融機関の口座番号(本人名義の通帳など)
- ▶ 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、後記高齢者医療保険料、国民年金の領収書又は控除証明書
- ▶ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- ▶ 医療費控除を受ける場合、医療費の領収書(病院・治療者ごとにまとめたもの)
- ▶ 障害者手帳、寄附金の領収書 など

次の方は収入の有無に関係なく申告が必要です

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

